

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

中国・台湾弁護士 許 明義

II 中国法令アップデート

- 外債登記管理弁法(国家外貨管理局)
- 国家外貨管理局による外貨資金流入管理の強化についての問題に関する通知
- 新型電信業務試験運用管理弁法(意見募集稿)(国務院)
- 最高人民法院による国際条約及び二国間司法共助条約に基づく民商事案件の司法文書の送達及び調査、証拠収集についての司法共助請求の処理に関する規定
- 外国人出入国管理条例(意見募集稿)(国務院)
- 消費者権益保護法(改正意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)

III 中国万感

～中国赤十字社の信用問題～ 顧問 李 彬

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

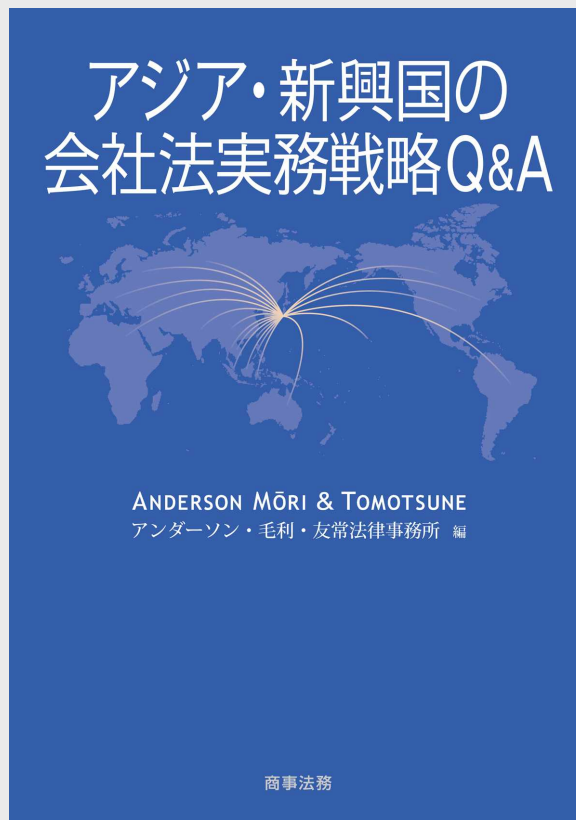
当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先: 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階
時期(予定): 新オフィスでの業務開始は、2013年7月中旬を予定しております。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が近日中に書店で発売されます。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉曉青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



I 中国相談室

中国・台湾弁護士 許 明義



Q：深セン市と珠海市では、最近、会社登記について規制を緩和したと聞きましたが、その概要について教えてください

A：2013年3月1日から、深セン市では、「深セン市経済特区商業登記若干規定」（深セン登記規定）が、珠海市では、「珠海経済特区商業登記条例」（珠海登記条例）が施行されている。一般的に、中国国内の会社の登記については、「会社法」、「会社登記管理条例」などによって規制されている（中国国内資本の会社のほか、外商投資企業についても、原則としてこれらの法令が適用される。）。深セン登記規定、珠海登記条例は、この「会社法」及び「会社登記管理条例」とは異なった会社登記管理を行うことが規定されている。

（1）払込登記から引受登記への変更

「会社法」、「会社登記管理条例」では、有限責任会社につき、出資者による払込済額を登記する制度が取られているが、深セン登記規定及び珠海登記条例では、有限責任会社につき、出資者が引き受けた額のみを登記することとし、払込済額の登記は行わないものとされ、設立登記時には、払い込み済み額がゼロという会社も認められている。この点、「会社法」では、設立登記前に登録資本額の20パーセント以上かつ法定最低登録資本額以上の払い込みが義務づけられており、払い込みに関する規制を緩和するものといえる。

また、現在、払い込み後、払い込みを証明する書類として会計士による验资報告書の作成及び登記機関（工商局）への提出が求められているが、深セン登記規定及び珠海登記条例では、提出は不要とされており、手続面でも緩和が図られている。

（2）登記の事前認可から事後認可への変更

現行法では、一部の業種では、会社設立登記前に管轄官庁からの許認可を取得することが義務づけられている。この点、深セン登記規定及び珠海登記条例では、銀行、証券会社、外商投資企業、会計士事務所などの特殊な業務を除き、設立登記後に認可を取得する体制に変更されている。これは、業種ごとに許認可がなくても会社の設立を認めるものであり、会社の設立に関する規制を緩和しているものといえる。

この深セン市、珠海市の試みの背景には、2012年3月29日に国家工商行政管理総局が公布した「広東の転換昇級及び幸福な広東の建築の加速の支持に関する意見」がある。同意見では、深セン市経済特区、珠海市経済特区などにおける商事登記制度の改革の試行を支持することが宣言されており、深セン登記規定、珠海登記条例はこの意見の下に実施されているものと思われる。

珠海登記条例の実施弁法には、外商投資企業の登録資本や払込資本の登記管理についてはこれまでの特別規定に従って行われると明記されており、今回の新資本登記制度は、外商投資企業には適用されないものと思われる。また、深セン登記規定はこの点について特に言及していないが、やはり外商投資企業には適用されないとの運用が取られているようである。

一方、2013年3月26日には、中国の中央の省庁再編の方向性を示した「国務院事務室による「国務院機構改革及び職能転換案」実施の役割分担に関する通知」が国務院によって公布された。この通知では、会社の登録資本につき、現行の払込登記から引受登記への変更、特殊な業種に関する登記前認可の事後認可への移行など、上記の深セン市、珠海市の規定と類似した制度を採用する方向が示されている。この通知に基づく制度変更の具体的な形や外商投資企業への適用の有無については今後の立法課題であるが、上記の深セン市、珠海市の試みは、この制度変更の方向を占う上で参考となるものと思われる。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<外貨管理>

外債登記管理弁法(国家外貨管理局)

[ポイント] 本弁法は、外商投資企業が日本の親会社などから貸付を受けた際などに行う外債登記の手續などを定めたものである。従来、この貸付金を人民元転換したり、元利金の返済をしたりする際には、所在地の外貨管理局の認可が必要であったが、本弁法により、この認可が不要とされており、手續が簡素化された。一方、また、元利金残高がなくなり、債務者が引き出しを行わない場合には、外債抹消登記手續を取るべきことが新たに盛り込まれた。なお、本弁法の施行に伴い、「国家外貨管理局による外債管理の完全化についての問題に関する通知」等 8 件の法令が廃止される。

(2013 年 4 月 28 日公布、同年 5 月 13 日施行)(匯発[2013]19 号)

[原文] [外債登記管理办法](#)

国家外貨管理局による外貨資金流入管理の強化についての問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、最近の中国への外貨の流入の増大を背景に、外貨資金の流入に対する管理を強化するものである。2012 年 8 月までに、貿易取引に際する照合消込(中国語:「核銷」)制度は廃止され、取引ごとに貨物と資金の流れが確認されることはなくなったが、これに替わって総量確認検査システムが導入され、企業に対しては、信用度に応じて A 類から C 類までの分類管理が実行されている(2012 年 7 月 17 日付けニュースレター参照)。本通知は、この制度を前提に、資金と貨物の流れの不一致が大きい企業に対し、同通知所定の様式のリスク警告書を企業に送付して不一致の説明を求め、説明がないときは B 類企業として厳格な管理を行うことが定められている。また、資金の流れに対する地方外貨管理局の監督を強化する方針も示されており、貿易取引に従事する企業は貨物と資金の流れの一致性に注意する必要がある。

(2013 年 5 月 5 日公布、同年 6 月 1 日施行)(匯発[2013]20 号)

[原文] [国家外汇管理局关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知](#)

<電信業>

新型電信業務試験運用管理弁法(意見募集稿)(国务院)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「電信条例」に基づき、「電信業務分類目録」(2003 年 2 月 21 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたものが現行の目録であり、基礎電信業務、付加価値電信業務に含まれる業務が列挙されている。)にない電信業務(新型電信業務)に対して規制を行うものである。本弁法は、新型電信業務を行おうとする事業者は、事前に試験運用を行うべきこと、試験運用を行う 30 営業日前に省級通信管理部門に「新型電信業務試験運用届出表」を提出すべきことなどを定めている。

(意見募集期間:2013 年 4 月 26 日～同年 5 月 28 日)

[原文] 试办新型电信业务管理办法（征求意见稿）

＜訴訟＞

最高人民法院による国際条約及び二国間司法共助条約に基づく民商事案件の司法文書の送達及び調査、証拠収集についての司法共助請求の処理に関する規定

[ポイント] 本規定は、国際条約や二国間司法共助条約に基づく司法文書の送達や証拠収集請求に対する人民法院の対応について定めたものである。具体的には、中国が批准している「ヘーグ送達条約」や「ヘーグ証拠収集条約」等に基づき、人民法院が送達や証拠収集に対する共助を求められた際は、最高人民法院及び地方人民法院は、この請求につき審査を行わなければならない、各条約の定める拒絶事由に該当する場合には、人民法院は共助を拒絶すべきことなどが定められている。なお、日本は、「ヘーグ送達条約」に参加しているものの、「ヘーグ証拠収集条約」には参加していない。

(2013 年 4 月 7 日公布、同年 5 月 2 日施行)(法釈[2013]11 号)

[原文] 最高人民法院关于依据国际公约和双边司法协助条约办理民商事案件司法文书送达和调查取证司法协助请求的规定

＜出入国管理＞

外国人出入国管理条例(意見募集稿)(国務院)

[ポイント] 外国人のビザ・居留許可に関する取扱いを定める規定の意見募集稿である。現在は「外国人出入国管理法実施細則」が規定しているが、同細則が「出入国管理法」によって本年 7 月 1 日付けで廃止されることを受けて新しい規定が準備されている。概ね表現面や条文の順序の調整に止まるが、例えば、就労ビザ等の発給に当たっては面談を受けなければならない旨が明示される等の修正も加えられている。

(意見募集期間:2013 年 5 月 3 日～同年 6 月 3 日)

[原文] 外国人入境出境管理条例（征求意见稿）

＜消費者保護＞

消費者權益保護法(改正意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 中国における消費者保護の基本法である消費者權益保護法の改正案である。主要な改正点としては、(1)個人情報保護等の消費者の権利の強化(「全国人未代表大会によるインターネット情報保護の強化に関する決定」(2013 年 2 月 4 日付けニュースレター参照)に合わせたものである。)、(2)一般的なリコール規定の創設等の事業者の責任の強化、(3)インターネット等を通じた通信販売に関するクーリング・オフの創設、(4)危険な商品・サービスの販売等に対する行政罰をこれまでの違法所得の 1～5 倍から 1～10 倍への引き上げが挙げられる。

(意見募集期間:2013 年 4 月 28 日～同年 5 月 31 日)

[原文] 消费者权益保护法修正案（草案）

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



中国万感



【中国赤十字社の信用問題】

顧問 李 彬

2013 年 4 月 20 日の朝、中国の四川省雅安市で大地震が起きた。本稿の執筆時点(5 月 13 日)で死者 196 名、行方不明者 21 名という大きな被害が生じており、中国赤十字社は中国国内最大の公益組織として寄付を呼びかけた。しかし、震災発生日の 20 日夜までに、集まった額は 14 万人民元と寄付のペースは鈍く、俳優の李連傑氏が 2007 年設立した民間の慈善組織である「壹基金」の集めた 1000 万人民元さえ下回る有様である。

中国赤十字社は、1904 年に設立された国際赤十字の承認を受けている団体であり、中国の法律では、1993 年に成立した「赤十字社法」により、社会团体(非営利法人)との位置づけがなされている。2011 年には会員が 2600 万人を超え、各地方に分会が設置されており、長年にわたって、衛生、救護、寄付金募集などに活躍していることから、中国人にとって、今回の地震でも寄付先としては赤十字がまず思いつくはずであった。

ところが、2008 年 5 月四川省汶川県の大地震以降、赤十字社の信頼が失われている。同地震の際に赤十字社は 199 億人民元の寄付金を集めたものの、8 千萬元の寄付金の使途については寄付者に報告されていなかったため、寄付者により使途の開示を求められたところ、勝手に赤十字社の別のプロジェクトに使用されたという説明しかなされなかった。そのほか、寄付金が汚職に利用されたことなど金銭に絡むスキャンダルが発生した。報道の中には事実と異なるものもあったようであるが、いずれにせよ中国赤十字社がすっかり世間の信用を失ったことは事実である。

2012 年年末の中国赤十字社の発表によれば、公衆からの寄付は前年度より 1.5 億人民元減少したとのことである。今回の雅安の大地震が発生した後、筆者の周囲でも中国赤十字社を寄付先として選んだ人はいない。

中国赤十字社は信頼回復のために外部監査や情報開示を徹底的に実施するとアピールしているものの、一度失われた信用を取り戻すためには時間を掛けた対策が必要になろう。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕
茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮
なくご連絡下しますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部
について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下しますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
吳 曉青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>